（土地収用法施行規則の一部改正）

第五条　土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（補償等についての周知措置） **第十三条**　法第二十八条の二（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の土地所有者及び関係人に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　前号の書面を配布する場所及び補償等の内容について、起業地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供すること。 イ　起業者のウェブサイトへの掲載 ロ　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載 2　前項第二号による措置は、法第二十六条の二第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の縦覧の終了の日までしなければならない。 （事業の廃止又は変更についての周知措置） **第十三条の三**　法第三十条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の必要な措置は、当該収用し、又は使用する必要がなくなつた土地等の土地所有者及び関係人への通知並びに次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　当該土地等又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供すること。	（補償等についての周知措置） **第十三条**　法第二十八条の二（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の土地所有者及び関係人に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　前号の書面を配布する場所及び補償等の内容を起業地又はその周辺の適当な場所に掲示すること。 （新設） （新設） 2　前項第二号による掲示は、法第二十六条の二第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の縦覧の終了の日までしなければならない。 （事業の廃止又は変更についての周知措置） **第十三条の三**　法第三十条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の必要な措置は、当該収用し、又は使用する必要がなくなつた土地等の土地所有者及び関係人に通知し、当該土地等若しくはその周辺の適当な場所に掲示し、又は当該土地等が所在する地方の新聞紙に公告することとする。 （新設）

改正後	改正前
イ　起業者のウェブサイトへの掲載 ロ　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載 二　当該土地等が所在する地方の新聞紙に公告すること。	（新設）

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（造成敷地等の譲受人の公募） **第十九条**　法第三十四条の規定により施行者が行う譲受人の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、独立行政法人都市再生機構にあつては掲示及び独立行政法人都市再生機構のウェブサイトへの掲載によつて行うものとする。 2・3　（略）	（造成敷地等の譲受人の公募） **第十九条**　法第三十四条の規定により施行者が行う譲受人の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載その他所定の手段により、独立行政法人都市再生機構にあつては掲示によつて行うものとする。 2・3　（略）

（都市計画法施行規則の一部改正）

第七条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等の先買いに関する周知措置） **第三十八条の三**　法第五十二条の三第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、施行予定者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。 二　（略）	（市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等の先買いに関する周知措置） **第三十八条の三**　法第五十二条の三第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲示すること。 二　（略）